お知らせ

政府広報

消費税率引き上げに伴う 価格設定ガイドラインについて

財務省•内閣官房

「10月1日以降2%値下げ!」という 下げセールをしたらダメ?



問題ありません。禁止されるのは、「消費税還元!」「消費税はいただきません!」など、 消費税と直接関連した広告です。10月から値下げセールを行っても構いませんし、 「10月1日以降2%値下げ!」などの広告も、消費税と直接関連しないので、 NGではありません。

10月1日より前の値上げは、 便乗値上げになるからダメ?





問題ありません。例えば、消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に 対応して値上げを行うなど、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。 合理的な理由があれば便乗値上げには当たりませんが、 必要に応じ、値上げの理由を消費者に丁寧に説明して下さい。

税抜での価格表示はダメ?





問題ありません。消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、 税抜価格のみの表示も可能です(2021年3月31日まで)。

これはNG

- 事実に反して「今だけお得」等の形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ること
- 仕入業者・下請業者に対する買いたたきなど、消費税の転嫁拒否を行うこと

▼ OK? NG? 迷った時は

セール・「今だけお得」関係 -- 消費者庁表示対策課 03-3507-8800(代表) 便乗値上げ関係 -消費者庁消費者調査課 03-3507-9196 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表) 価格表示関係 -

転嫁拒否関係 公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471(代表) 中小企業庁消費税転嫁対策室 03-3501-1511(代表)

※「消費税率の引上げに伴う価格設定ガイドライン」や「転嫁対策事業者向けパンフレット」でもご確認いただけます。

●より詳しい内容についてはこちら

価格設定 ガイドライン 検索 転嫁対策 事業者向け パンフ 検索

事業者の

10月1日

すけ は ませんか?

